

# 山口県報

平成24年  
3月21日  
(水曜日)

## 目 次

条例

県が出資等をしている法人で知事の調査等の対象となるものの範囲を定める条例……………一

山口県スポーツ推進条例……………二

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例……………七

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………二四

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………三〇

山口県部制条例の一部を改正する条例……………三三



県が出資等をしている法人で知事の調査等の対象となるものの範囲を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

### 山口県条例第一号

県が出資等をしている法人で知事の調査等の対象となるものの範囲を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百五十二条第一項第三号及び同条第四項第二

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三八

山口県職員定数条例の一部を改正する条例……………四六

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………四六

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例……………四七

知事等の給与の特例に関する条例及び非常勤職員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例……………四七

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………四九

特別会計設置条例の一部を改正する条例……………四九

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………五〇

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………五五

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………六二

特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例……………六二

身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例……………六五

児童福祉施設条例の一部を改正する条例……………六六

児童福祉施設条例の一部を改正する条例……………六六

開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例……………六八

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例……………七〇

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………七〇

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………七〇

山口県青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例……………七一

金属くず類回収業に関する条例及び山口県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例……………八三

山口県知事 二 井 関 成

号の規定に基づき、県が出資等をしている法人で知事の調査等の対象となるものの範囲を定めるものとする。  
(調査等の対象となる法人の範囲)

第二条 政令第百五十二条第一項第三号の条例で定める法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

第三条 政令第百五十二条第四項第二号の条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県スポーツ推進条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二号

山口県スポーツ推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 スポーツの推進に関する基本的施策(第七条―第二十条)

附 則

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等に資するとともに、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成することにより、地域の活性化にも重要な役割を果たしており、今日、県民共通の文化として県民生活の向上や地域社会の健全な発展に不可欠なものとなっている。

こうした中、山口県においては、全ての県民がスポーツをする、観る、又は支える立場から参加したおいでませ！山口国体及びおいでませ！

山口大会を契機として、スポーツに対する関心が一層の高まりを見せるとともに、選手の指導体制の整備による競技力の向上、地域に根差したスポーツに関する取組の普及、スポーツ施設の充実等、今後のスポーツの推進のための重要な基盤を得た。

この成果を次代に引き継ぎ、山口県の貴重な財産として活用し、健康で活力に満ちた県づくりを進めていくことは、私たち山口県民の責務である。

ここに、私たちは、将来にわたり、各々の関心、適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することを通じて、健やかで心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すことを決意し、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、並びに県及びスポーツ団体の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達、明るく豊かな県民生活の形成及び活力のある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的にその関心及び適性等に応じてスポーツに親しむことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、山口県のスポーツ選手が全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

3 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年によるスポーツ活動が生涯にわたる県民の心身の健康の増進と豊かな人間性の涵養のため特に重要であるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携を図りながら推進されなければならない。

4 スポーツは、障害者の自立及び社会参加の促進に重要な役割を担うものであることに鑑み、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

5 スポーツは、これを通じて県民の心身の健康及び体力の保持増進が図られるよう、スポーツを行う者の安全の確保に必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定するスポーツの推進に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、県民、スポーツ団体、学校、事業者、市町等との連携を促進するよう努めるものとする。

3 県は、地域の振興に関する施策と連携してスポーツの推進を図るよう努めるとともに、行政の各分野において、スポーツの推進に資するよう配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

(市町との連携)

第四条 県は、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

2 県は、市町が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じたスポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(スポーツ団体の責務)

第五条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組みとともに、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第六条 県民及び事業者は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、地域における主体的なスポーツの発展及び将来の世代への継承に配慮するよう努めることによって、スポーツの推進に積極的な役割を果たすものとする。

第二章 スポーツの推進に関する基本的施策

(推進計画)

第七条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(生涯スポーツの推進)

第八条 県は、県民が生涯にわたってその関心又は適性等に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域において住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）の活動の支援、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(競技水準の向上)

第九条 県は、競技水準の向上を図るため、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツの指導者の確保及び養成、スポーツ選手の練習のための環境の整備、医学、歯学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学の知見の活用促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年のスポーツ活動の充実)

第十条 県は、地域における青少年によるスポーツ活動の充実を図るため、学校、家庭及び地域の連携による青少年の体力の向上に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校教育におけるスポーツ活動の充実を図るため、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者スポーツの推進)

第十一条 県は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようにするため、障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、障害者スポーツに関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び体力の保持増進)

第十二条 県は、スポーツを通じた県民の健康及び体力の保持増進を図るため、運動の習慣の確立に向けた取組の促進、スポーツの指導者等に對する研修、スポーツにおける事故の防止に関する知識の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第十三条 県は、スポーツを通じて地域における世代間及び世代内の交流又は地域間の交流を促進し、地域の活性化を図るため、地域スポーツクラブへの参加の促進、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民運動の促進)

第十四条 県は、県民が生涯にわたってその関心及び適性等に応じて身近にスポーツに親しむことができる社会の実現に向けた県民の自主的な活動(以下「県民運動」という。)の促進を図るため、県民運動に関する普及啓発、県民運動の推進に寄与する人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民、スポーツ団体、学校、事業者、市町等と連携し、県民運動を促進するための体制を整備するものとする。

(スポーツ団体及び企業によるスポーツ活動への支援)

第十五条 県は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ団体及び企業が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体及び企業によるスポーツ活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ推進月間)

第十六条 県民の間に広くスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、積極的にスポーツの推進に関する活動を行う意欲を高めるため、スポーツ推進月間を設ける。

2 スポーツ推進月間は、毎年十月とする。

3 県は、スポーツ推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(人材の育成)

第十七条 県は、スポーツの推進を担う専門的な人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第十八条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(施設の整備及び利用)

第十九条 県は、県民が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 県は、県民にとって身近なスポーツ活動の場の充実を図るため、学校その他の施設を容易に利用することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本的事項(第三条―第十四条)

第三章 助産施設(第十五条・第十六条)

第四章 乳児院（第十七条―第二十一条）

第五章 母子生活支援施設（第二十二条―第二十七条）

第六章 保育所（第二十八条―第三十一条）

第七章 児童厚生施設（第三十二条―第三十五条）

第八章 児童養護施設（第三十六条―第四十一条）

第九章 情緒障害児短期治療施設（第四十二条―第四十五条）

第十章 児童自立支援施設（第四十六条―第五十一条）

第十一章 児童家庭支援センター（第五十二条―第五十四条）

第十二章 雑則（第五十五条）

附則

## 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第二条 児童福祉施設は、入所者の人権に十分に配慮するとともに、個人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、その運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備には、採光、換気、照明、保温、清潔保持その他入所者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

## 第二章 基本的事項



## (職員の要件)

第三条 児童福祉施設の職員は、健全な心身を有し、かつ、豊かな人間性及び倫理を備えるとともに、児童の福祉の増進に熱意のある者であつて、児童の福祉に関する知識及び技能を修得したものでなければならない。

## (職員の知識及び技能の向上等)

第四条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽けんさんに励み、法の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。  
(差別的取扱いの禁止)

第五条 児童福祉施設は、入所者の国籍、信条、性別、社会的身分又は経済的地位によつて、差別的取扱いをしてはならない。  
(非常災害対策)

第六条 児童福祉施設は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画(以下「施設内防災計画」という。)を策定しなければならない。

2 児童福祉施設は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び入所者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をすよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

5 児童福祉施設は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。  
(食事)

第七条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方  
法(第十四条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設は、児童の食育の推進に努めなければならない。

(健康管理)

第八条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)は、入所者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第九条 児童福祉施設は、入所者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
(虐待等の禁止)

第十条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に関する権限の濫用の禁止)

第十一条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し、法第四十七条第一本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、心身の苦痛を与え、名誉及び尊厳を害する等その権限を濫用してはならない。

(秘密を守る義務)

第十二条 児童福祉施設の職員又は職員であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十三条 児童福祉施設は、入所者又はその保護者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設のうち乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、苦情の解決を図るため、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(社会福祉施設を併置するときの設備及び職員)

第十四条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所者の居室及び各児童福祉施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

### 第三章 助産施設

#### (種類)

第十五条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

2 「第一種助産施設」とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所である助産施設をいう。

3 「第二種助産施設」とは、医療法に規定する助産所である助産施設をいう。

#### (第二種助産施設の職員)

第十六条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、規則で定める員数の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

### 第四章 乳児院

#### (設備)

第十七条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人未満を入所させる乳児院を除く。）は、寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

2 乳幼児十人未満を入所させる乳児院は、乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けなければならない。

3 前二項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

#### (職員)

第十八条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、規則で定める員数の医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員（個別的な配慮が必要な児童に対応する職員をいう。以下同じ。）、家庭支援専門相談員（児童の家庭復帰等の支援を行う者をいう。以下同じ。）、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児二十人以下を入所させる乳児院にあつては個別対応職員を、調理の業務の全部を委託する乳児院にあつては調理員を置かないことができる。

2 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、規則で定める員数の心理療法担当職員

(心理療法を行う職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

3 看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。この場合において、代えることができる看護師の員数は、規則で定める。

4 前項の保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる乳児院には、規則で定める員数の保育士を置かなければならない。

5 医師又は嘱託医は、小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

7 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第十九条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、規則で定める員数の嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 看護師は、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。この場合において、代えることができる看護師の員数は、規則で定める。

#### (長の資格)

第二十条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 乳児院の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定めるもの

#### (養育の原則)

第二十一条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

#### 第五章 母子生活支援施設

##### (設備)

第二十二条 母子生活支援施設は、母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けなければならない。

2 乳幼児を入所させる母子生活支援施設は、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けなければならない。

3 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設は、静養室を設けなければならない。

4 乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設は、医務室及び静養室を設けなければならない。

5 第一項、第三項及び前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

##### (職員)

第二十三条 母子生活支援施設には、規則で定める員数の母子支援員(母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、規則で定める員数の心理療法担当職員を置かなければならない。

3 第十八条第七項の規定は、前項の心理療法担当職員について準用する。

##### (長の資格)

第二十四条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定めるもの

(母子支援員の資格)

第二十五条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 精神保健福祉士の資格を有する者

五 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(以下「学校教育修了者等」と総称する。)であつて、一年以上児童福祉事業に従事したものに従事したもの

(生活支援の原則)

第二十六条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第二十七条 次章(保育士に係る部分を除く。)の規定は、第二十二条第二項の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設ける場合について準用する。

2 前項の保育所に準ずる設備の保育士の員数は、規則で定める。

第六章 保育所

(設備)

第二十八条 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所は、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けなければならない。

2 満二歳以上の幼児を入所させる保育所は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)以下

同じ。)、調理室及び便所を設けなければならない。

3 前二項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(設備の特例)

第二十九条 規則で定める要件を満たす保育所は、第七条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法によることができる。この場合においても、当該保育所は、当該保育所において行う必要がある調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えるものとする。

(職員)

第三十条 保育所には、規則で定める員数の保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。

(保育の原則)

第三十一条 保育所における保育は、家庭との緊密な連携の下に、養護及び教育を一体的に行うことにより、乳幼児の健全な発育を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

## 第七章 児童厚生施設

(設備)

第三十二条 児童遊園その他の屋外の児童厚生施設は、広場、遊具及び便所を設けなければならない。

2 児童館その他の屋内の児童厚生施設は、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けなければならない。

(職員)

第三十三条 児童厚生施設には、規則で定める員数の児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育修了者等であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの

五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六 規則で定める者であつて、児童厚生施設の設置者（市町以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事）が適当と認められたもの（遊びの指導の原則）

第三十四条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、地域における児童の健全な育成に資するよう行わなければならない。

（非常災害対策の特例）

第三十五条 児童遊園その他の屋外の児童厚生施設においては、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における避難の方法等を定めなければならない。

2 第六条（第三項を除く。）の規定は、前項の児童厚生施設については、適用しない。

## 第八章 児童養護施設

（設備）

第三十六条 児童養護施設は、児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

2 児童三十人以上を入所させる児童養護施設は、医務室及び静養室を設けなければならない。

3 前二項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

（職員）

第三十七条 児童養護施設には、規則で定める員数の児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している児童養護施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる児童養護施設にあつては栄養士を、調理の業務の全部を委託する児童養護施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、規則で定める員数の心理療法担当職員を置かなければならない。

3 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、規則で定める員数の職業指導員（児童の職業指導を行う者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

4 第十八条第六項の規定は、第一項の家庭支援専門相談員について準用する。この場合において、同条第六項中「乳児院」とあるのは「児童



「養護施設」と、「乳幼児の養育」とあるのは「児童の指導」と読み替えるものとする。

5 第十八条第七項の規定は、第二項の心理療法担当職員について準用する。

(長の資格)

第三十八条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規則で定めるもの

(児童指導員の資格)

第三十九条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法に規定する大学の学部で、社会学、心理学、教育学若しくは社会学(以下「社会学等」という。)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法に規定する大学の学部で、社会学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百一条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法に規定する大学院において、社会学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育修了者等であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認められたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの  
(養護の原則)

第四十条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導等の原則)

第四十一条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

#### 第九章 情緒障害児短期治療施設

(設備)

第四十二条 情緒障害児短期治療施設は、児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第四十三条 情緒障害児短期治療施設には、規則で定める員数の医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する情緒障害児短期治療施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同

法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4 第十八条第六項の規定は、第一項の家庭支援専門相談員について準用する。この場合において、同条第六項中「乳児院」とあるのは「情緒障害児短期治療施設」と、「乳幼児の養育」とあるのは「児童の指導」と読み替えるものとする。

(長の資格)

第四十四条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に必要なる知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定めるもの

(心理療法等の原則)

第四十五条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

第十章 児童自立支援施設

(設備)

第四十六条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定の例による。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

2 前項の設備以外の設備については、第三十六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、当該設備に關し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第四十七条 児童自立支援施設には、規則で定める員数の児童自立支援専門員（児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、「児童生活支援員（児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）」、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる児童自立支援施設にあつては栄養士を、調理の業務の全部を委託する児童自立支援施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、規則で定める員数の心理療法担当職員を置かなければならない。

3 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、規則で定める員数の職業指導員を置かなければならない。

4 第十八条第六項の規定は、第一項の家庭支援専門相談員について準用する。この場合において、同条第六項中「乳児院」とあるのは「児童自立支援施設」と、「乳幼児の養育」とあるのは「児童の指導」と読み替えるものとする。

5 第四十三条第三項の規定は、第二項の心理療法担当職員について準用する。

(長の資格)

第四十八条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、三年以上）従事した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定めるもの

(児童自立支援専門員の資格)

第四十九条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

四 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学等を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百一条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定めるもの

五 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定めるもの

六 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定めるもの

七 学校教育修了者等であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定めるもの

八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は二年以上教員としてその職務に従事したものの

(児童生活支援員の資格)

第五十条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導等の原則)

第五十一条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全ての児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領の例による。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十一条(第二項を除く。)の規定を準用する。

第十一章 児童家庭支援センター

(設備)

第五十二条 児童家庭支援センターは、相談室を設けなければならない。

(職員)

第五十三条 児童家庭支援センターには、規則で定める員数の職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援の原則)

第五十四条 児童家庭支援センターにおける支援は、児童、保護者等の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨として行わなければならない。

第十二章 雑則

(規則への委任)

第五十五条 この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

(乳児院等の建物に関する経過措置)

2 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第七十一号。以下「平成二十三年改正省令」という。)(附則第

二条の規定によりなお従前の例によることとされる乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設(以下この項において「乳児院等」という。)(の建物であつて、この条例の施行の際現に当該乳児院等の用に供されているものについては、第十七条第一項及び第

二項、第二十二條第一項又は第三十六條第一項(第四十六條第二項において準用する場合を含む。)(の規定)(相談室に係る部分に限る。)(は、適用しない。

(保育士の員数の算定に関する経過措置)

3 乳児六人以上を入所させる保育所に係る第三十条の規定により規則で定める保育士の員数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する規則で定める員数の保健師又は看護師を保育士とみなすことができる。

(児童自立支援施設の長等に関する経過措置)

4 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第二十九号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員（以下「児童自立支援施設の長等」という。）である者であつて、この条例の施行の際現に当該児童自立支援施設の長等であるものは、第四十八条から第五十条までの規定にかかわらず、この条例の規定による当該児童自立支援施設の長等とみなす。

（乳児院等の長に関する経過措置）

5 平成二十三年九月一日前に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長（以下「乳児院等の長」という。）である者であつて、この条例の施行の際現に当該乳児院等の長であるものは、第二十条、第二十四条、第三十八条又は第四十四条の規定にかかわらず、この条例の規定による当該乳児院等の長とみなす。

（家庭支援専門相談員に関する経過措置）

6 平成二十三年改正省令附則第五条の規定により乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下この項において「乳児院等」という。）の家庭支援専門相談員となることができるとされる者は、第十八条第六項（第三十七条第四項、第四十三条第四項又は第四十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この条例の規定による当該乳児院等の家庭支援専門相談員となることができ。

（特例幼保連携保育所の特例）

7 就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例（平成十八年山口県条例第五十五号）第四条に規定する認定の要件（同条の規定によりその例によるものとされる同条例第三条に規定する認定の要件を含む。以下「施設認定要件」という。）を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室の設備の特例については、当分の間、規則で定める。

8 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場の設備の特例については、当分の間、規則で定める。

9 特例幼保連携保育所であつて、その所在地が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域にある場合に限り、満三歳以上の幼児につき第三十条の規定により規則で定める員数の保育士を確保することが困難であるものに係る当該員数の算定については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育

所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

10 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から規則で定める期間とする。

11 前項の規定にかかわらず、附則第九項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を規則で定める期間とすることができる。

12 附則第七項から前項までの規定は、施設認定要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第九項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

#### 山口県条例第四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山口県営住宅条例の一部改正)

第一条 山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「明らかな者」を「明らか」に改め、同条第二項中「法第二十三条に規定する老人等(以下「老人等」を「次の各号のいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。以下「高齢者等」に、「老人等」を「高齢者等」に改め、同項に次の各号を加える。

一 六十歳以上の者(以下「高齢者」という。)



- 二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
  - 三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
  - 四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - 五 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
  - 六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
  - 七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
  - 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下、「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの
    - イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
    - ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの
- 第七条第四項中「老人等」を「高齢者等」に改める。
- 第九条第三項第二号中「六十歳以上の者（以下、「高齢者」という。）」を「高齢者」に改め、同項第四号中「令第六条第一項第二号」を「第七条第二項第二号」に改め、同項第七号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）」を「配偶者暴力防止等法」に、「イ又はロの」を「次の」に改める。
- （山口県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第二条 山口県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。  
第八条を第九条とする。

第七条（見出しを含む。）中「負担付き」を「負担付き」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（資本剰余金の取崩し）

第五条 法第三十二条第三項の規定により資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもつて取得した資産で、当該資産の取得価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価（償却資産を取得したときにおいて、当該償却資産を示す勘定に計上する価額をいう。）又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をつめることができる。

（山口県立職業能力開発校条例の一部改正）

第三条 山口県立職業能力開発校条例（昭和五十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第六十二条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練）

第六条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。

- 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- 二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- 三 その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練

（職業能力開発校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練）

第七条 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

（山口県福祉のまちづくり条例の一部改正）

第四条 山口県福祉のまちづくり条例(平成九年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「公共的工作物」を「公共的工作物等」に、「第六章 雑則(第二十八条)」を

「第六章 特定公共的工作物等の整備(第二十八条)」

第七章 雑則(第二十九条) に改める。

第二条第三項中「公共的工作物」を「公共的工作物等」に改め、「信号機」の下に「道路標識、道路標示」を加え、「工作物で」を「工作物等で」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この条例において「特定道路」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第二条第九号に規定する特定道路をいう。

4 この条例において「特定公園施設」とは、法第十三号に規定する特定公園施設をいう。

第十七条の二ただし書中「ただし」の下に「特定道路及び特定公園施設以外の特定公共的施設の新築等をしようとする場合であつて」を加える。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 公共的工作物等の整備等

第二十六条の二(見出しを含む。)中「公共的工作物」を「公共的工作物等」に改める。

第六章中第二十八条を第二十九条とし、同章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 特定公共的工作物等の整備

(特定公共的工作物等の設置等基準への適合)

第二十八条 公共的工作物等のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な工作物等として規則で定めるもの(以下「特定公共的工作物等」という。)を設置する者は、当該特定公共的工作物等を設置等基準(高齢者、障害者等が特定公共的工作物等を円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備の整備に関する基準をいう。以下同じ。)に適合させなければならない。

2 設置等基準は、特定公共的工作物等の種類に応じて規則で定める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正)

第五条 就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年山口県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「基準」を「要件」に改める。

第一条中「第三条第一項第四号及び第二項第三号」を「第三条第一項及び第三項」に、「基準」を「要件」に改める。

第三条の前の見出し中「基準」を「要件」に改め、同条中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項」に、「基準」を「要件」に改め、第一号を第一号の四とし、同号の前に次の三号を加える。

一 施設が幼稚園である場合は、幼稚園教育要領（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者の保育を行うものであること。

二 施設が保育所等である場合は、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児の保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合は、当該保育所が所在する市町における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものであること。

三 子育て支援事業のうち、施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものであること。

第三条第八号イ中「（昭和二十二年文部省令第十一号）」を削り、同条第九号に次のただし書を加える。

ただし、調理室については、満三歳に満たない子どもへの保育を行わない場合であつて、満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、第三十七号ただし書に規定する方法による場合は、この限りでない。

第三条第十五号中「（学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領をいう。）」を削り、同条第二十五号ト中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同号り及び同条第二十六号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同条第三十七号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、施設外で調理し搬入する方法によることができる。

イ 当該施設が食事の提供の責任を負うことが明確にされ、衛生、栄養等に関する事項その他適切な食事の提供のために必要な事項につ

いて注意を払うことができる体制が確保されていること。

ロ 当該施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等に関する栄養指導を受けられる体制等が整備されていること。

ハ 調理の業務を行う者は、当該施設における食事の提供の趣旨を踏まえ、当該業務を適切に行うことができる能力を有する者であること。

ニ 子どもの年齢及び発達段階並びに健康状態に応じて、食物アレルギー及び必要な栄養素の量等に配慮した食事を提供するとともに、食事の回数等について適切に対応できること。

ホ 当該施設において行う必要がある調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えていること。

第三条に次の一号を加える。

四十一 施設の用に供される建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が法第三条第一項の認定を受けた施設である旨の表示をすること。

第四条中「第三条第二項第三号」を「第三条第三項」に、「基準」を「要件」に改め、「前条」の下に「第一号、第一号の二、」を加え、「及び第三十三号」を「、第三十三号及び第四十一号」に改め、第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うものであること。

第四条に次の一号を加える。

九 幼保連携施設の用に供される建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該幼保連携施設が法第三条第三項の認定を受けた施設である旨の表示をすること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中山口県立職業能力開発校条例第三条第三号の改正規定 公布の日

二 第五条中就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例第三条第九号及び第三十七号にただし書を加える改正規定 平成二十四年七月一日

(山口県営住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に五十六歳以上である者の入居資格については、第一条の規定による改正後の山口県営住宅条例第七条第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山口県青少年健全育成条例の一部改正)

第一条 山口県青少年健全育成条例(昭和三十二年山口県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第二号中「、保育所及び重症心身障害児施設」を「及び保育所」に改める。

(児童福祉施設条例の一部改正)

第二条 児童福祉施設条例(昭和三十九年山口県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「第四十三条の五」を「第四十三条の二」に改める。

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第三条 貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和六十年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、「知的障害者通勤寮」の下に「、障害児通所支援事業を行う施設」を加え、「、児童デイサービスを行う施設」及び「、重症心身障害児（者）通園事業を行う施設」を削り、同条第三号中「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。  
(山口県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第四条 山口県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十八条第一項」の下に「（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の五第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二条中「五人」を「十人以内」に改める。

第三条に次の一項を加える。

2 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四十四条の六第一項の合議体を構成する委員の定数は、五人とする。

（就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正）

第五条 就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年山口県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号中「及び発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児」を削る。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六号

山口県部制条例の一部を改正する条例

山口県部制条例（昭和三十一年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国体・障害者スポーツ大会局」を削る。

第二条二号に次のように加える。

(六) スポーツの推進及び地域文化に関する事項

第二条第四号(三)中「地域文化及び」を削り、同条第九号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(山口県体育施設条例の廃止)

2 山口県体育施設条例(昭和四十年山口県条例第十二号)は、廃止する。

(山口県体育施設条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の山口県体育施設条例第十四条第一項の規定による指定を受けて山口県スポーツ交流村の管理に関する事務を行っている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、同日から当該指定の期間の末日までの間の山口県スポーツ交流村の管理に関する事務について、当該指定と同一の条件で附則第八項の規定による改正後の山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例(平成十七年山口県条例第四十九号)第九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

4 施行日前に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第七項の規定により山口県教育委員会がした許可は、施行日以後は、同項の規定により知事がした許可とみなす。

(山口県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

5 山口県スポーツ推進審議会条例(昭和三十七年山口県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に」を削る。

第二条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第六条中「山口県教育庁」を「総合政策部」に改める。

(山口県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際現に山口県スポーツ推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の山口県スポーツ



推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）（第二条第二項の規定により、山口県スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。）

7 前項の規定により山口県スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年九月十四日までとする。

（山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例の一部改正）

8 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例の一部を次のように改正する。  
第二条の表に次のように加える。

山口県スポーツ交流村

光

市

第四条の表に次のように加える。

|             |             |                    |  |                  |
|-------------|-------------|--------------------|--|------------------|
| 山口県スポーツ交流村  |             | 体育館                | 一月四日から十二月二十七日までの日<br>（毎月の第一水曜日、第三水曜日及び<br>第五水曜日を除く。） | 午前九時から午後九時まで     |
|             |             | 屋内プール<br>トレーニングルーム |  |                  |
| ヨ<br>ツ<br>ト | 艇<br>置<br>場 | 監視塔                | 五月一日から八月<br>三十一日までの期<br>間                            | 午前九時から午後<br>六時まで |
|             |             | 研修室（クラブハウス研修室に限る。） |  |                  |



体  
育  
館

使  
専  
用

|   |   | のな徴料類こそ入<br>い収金すれの場<br>もしをるに他料  |  |
|---|---|---|--|
| ポ<br>ー<br>ア<br>マ<br>ツ<br>ス<br>チ   | 催とををは営<br>物すの目宣利<br>る的伝又  | いとをは營以ポ<br>催し目宣利外ー<br>物な的伝又のツ<br>スチ   |  |
| 午後一時から午後五時まで<br>午後五時から午後九時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午前九時から午後九時まで<br>午後一時から午後九時まで<br>延長料一時間につき | 午前九時から正午まで<br>午後一時から午後五時まで<br>午後五時から午後九時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午前九時から午後九時まで<br>午後一時から午後九時まで<br>延長料一時間につき | 午後一時から午後五時まで<br>午後五時から午後九時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午前九時から午後九時まで<br>午後一時から午後九時まで<br>延長料一時間につき | 七千九百五十円<br>一万六百元<br>一万三千二百五十円<br>一万八千五百五十円<br>三万千八百円<br>二万三千八百五十円<br>三千三百二十円<br>七千九百五十円<br>一万六百元<br>一万三千二百五十円<br>一万八千五百五十円<br>三万千八百円<br>二万三千八百五十円<br>三千三百二十円<br>二万二千二百円<br>二万六千五百円<br>三万七千円<br>六万三千六百十円<br>四万七千七百円<br>六千六百四十円<br>三万千八百円<br>四万二千四百円<br>五万三千円<br>七万四千二百十円<br>十二万七千二百二十円<br>九万五千四百十円<br>一万三千二百九十円 |

山口県  
ポーツ  
交流村

| 屋内プール             |         | 器具の使用 |                   | 器具の使用   |   |
|-------------------|---------|-------|-------------------|---|---|
| 器具の使用             | 専用      |       | 器具の使用             | 器具の使用   |   |
|                   | その他の期間  | 夏期    |                   | 催物とする   | 営利又は公益を目的とする  |
| 一点一回につき           | 一点一回につき | 夏期    | 一点又は一組一回につき       | 午後一時から午後五時まで<br>午後五時から午後九時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午後九時から午後九時まで<br>午後一時から午後九時まで<br>延長料一時間につき | 午後九時から正午まで<br>午後一時から午後五時まで<br>午後五時から午後九時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午後九時から午後九時まで<br>午後一時から午後九時まで<br>延長料一時間につき |
| 三百二十円の範囲内で知事が定める額 | 五百五十円   | 三百四十円 | 六百六十円の範囲内で知事が定める額 | 六万三千六十円<br>八万四千八十円<br>十万六千円<br>十四万八千四百二十円<br>二十五万四千四百四十円<br>十九万八百三十円<br>二万六千五百八十円         | 三万千八百円<br>四万二千四百円<br>五万三千元<br>七万四千二百十円<br>十二万七千二百二十円<br>九万五千四百十円<br>一万三千二百九十円                           |

|  |                    |        |                   |                   |                   |   |         |        |
|--|--------------------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|---|---------|--------|
| 備考<br>一 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。<br>(一) 山口県立おのだサッカー交流公園の項の備考の(一)、(二)、(四)、(六)及び(九)は、この場合に準用する。<br>(二) 「夏期」とは、七月一日から八月三十一日までの期間をいう。 | 宿泊室                | ヨット    | 艇置場               | 監視塔               | 研修室               |   |         | トングレーム |
|  | 一般宿泊室<br>指導員宿泊室    | 個人使用   | 個人使用              | 個人使用              | 器具の使用             | 第一研修室<br>第二研修室<br>第三研修室<br>ミーティングルーム<br>クラブハウス研修室 | 個人使用    |        |
|  | 一日一人につき            | 四時間につき | 一隻につき             | 一時間につき            | 一点又は一組一回につき       | 一時間につき  | 一人二時間以内 |        |
|  | 千四百二十円の範囲内で知事が定める額 | 六百六十円  | 年六万円の範囲内で一日につき五百円 | 二百二十円の範囲内で知事が定める額 | 八百八十円の範囲内で知事が定める額 | 三百円   |         |        |

- (三) 山口県立おのだサッカー交流公園の項の備考の(七)は、体育館を使用する場合に準用する。
- 二 山口県立おのだサッカー交流公園の備考の(二)は、研修室、監視塔又は艇置場を使用する場合に準用する。
- 三 十九歳未満の者又は十九歳以上の者で学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の生徒であるものが使用する場合においては、宿泊室の利用料金を徴収しないものとする。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第七号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の三八及び二を削り、同表第一号の五中「岩国市及び長門市」を「防府市、岩国市、長門市、山陽小野田市及び阿武町」に改め、同表第一号の六中「岩国市」の下に「、光市」を加え、「及び周南市」を「、周南市及び阿武町」に改め、同表第一号の七中「下松市」の下に「、岩国市」を、「周防大島町」の下に「、和木町、田布施町、平生町」を加え、同表第二号中「掲げるもの」の下に「（イ）からホまでに掲げるものにあつては、主たる事務所及び店舗が一の町の区域内のみにある販売業者（卸売業者を除く。）に係るものに限る。」を加え、同号口中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同号ホ中「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改め、「又は立入検査」を削り、同号に次のように加える。

へ 法第十九条第二項の規定による立入検査をすること。

別表第一号中「各市町」を「各町」に改める。

別表第四号を次のように改める。

|  |          |
|--|----------|
| 四 騒音規制法（昭和四十二年法律第九十八号）の施行に関する事務であつて規則で定めるものを<br>するに。 | 防府市及び岩国市 |
|--|----------|

別表第四号の二から第四号の四までを削り、同表第四号の五中「萩市」の下に「、美祢市」を加え、同号を同表第四号の二とし、同表第五号の三を次のように改める。

五の三 削除

別表第五号の七中「萩市」の下に「及び山陽小野田市」を加え、同表第十四号の三中「山陽小野田市」の下に「、周防大島町、和木町」を加え、同表第十四号の五中「及び長門市」を「、長門市及び阿武町」に改め、同表第十五号中イを削り、ロをイとし、同号八中「及び口」を削り、同号八を同号ロとし、同表第十五号の三を削り、同表第十七号及び第十七号の二中「山口市」の下に「、萩市」を加え、同表第十八号中「萩市、」を削り、同表第十八号の二中「萩市」を「山口市、萩市、防府市、岩国市、和木町」に改め、同表第十八号の三中「萩市」の下に「、美祢市」を加え、同表第十八号の四中「萩市」を「山口市、萩市、防府市」に改め、同表第十八号の六中「萩市」の下に「、美祢市」を加え、同表第十八号の七中「萩市、防府市及び」を削り、同表第十八号の八及び第十八号の九中「萩市」の下に「、美祢市」を加え、同表第十八号の十中「萩市」の下に「、美祢市及び山陽小野田市」を加え、同表第十八号の十一中「萩市」の下に「、防府市」を、「岩国市」の下に「、長門市」を、「山陽小野田市」の下に「、和木町」を加え、同表第十八号の十二中イからハまでを削り、トをイとし、同号子中「ト」を「イ」に改め、同号子を同号ロとし、同号リ中「ト」を「イ」に改め、同号リを同号ハとし、同号又中「ト」を「イ」に改め、同号又を同号二とし、同号ル中「ト」を「イ」に改め、同号ルをホとし、ヲをヘとし、同号ワ中「ヲ」を「ヘ」に改め、同号ワを同号トとし、同号力中「ヲ」を「ヘ」に改め、同号力を同号チとし、同号ヨ中「ヲ」を「ヘ」に改め、同号ヨを同号リとし、同号タ中「ヲ」を「ヘ」に改め、同号中タを又とし、レからツまでをルからワまでとし、同号ネ中「ト、ヲ及びレ」を「ヘ及びル」に改め、同号ネを同号力とし、同号ナ中「ト、ヲ及びレ」を「ヘ及びル」に改め、同号ナを同号ヨとし、同号ラ中「ト、ヲ及びレ」を「ヘ及びル」に改め、同号ラを同号タとし、同号ム中「ト、ヲ及びレ」を「ヘ及びル」に改め、同号ムを同号ソとし、同号フ中「ト及びヲ」を「イ及びヘ」に改め、同号フを同号ツとし、同号ノ中「ト及びヲ」を「イ及びヘ」に改め、同号ノを同号ネとし、同号オ中「ノ」を「ネ」に

改め、同号中才をナとし、「萩市」の下に「、下松市、光市、柳井市」を、「山陽小野田市」の下に「、和木町」を加え、同表第十八号の十三中「萩市」の下に「、防府市、下松市、光市、柳井市」を加え、同表第十八号の十四中「岩国市」を「防府市、下松市、岩国市、長門市」に改め、同表第十八号の十五中「山口市、萩市及び周南市」を「宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市及び周防大島町」に改め、同表第十八号の十六中「岩国市」の下に「、光市」を、「周南市」の下に「、山陽小野田市」を加え、同表第二十六号の二中「宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、」を削り、同表第二十六号の三中「周防大島町」の下に「、和木町」を加え、同表第二十七号を次のように改める。

|  |   |
|--|---|
| <p>二十七 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号。以下この号において「法」という。）<br/>     に基づく事務のうちに掲げるもの（法第三条第一項、第二項又は第三項の規定により施行する法第二条第一項に規定する土地区画整理事業のうち法第二条第四項に規定する施行地区の面積が五ヘクタール未満であるものに係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第四条第一項の認可をすること。</p> <p>(2) 法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び送付をすること。</p> <p>(3) 法第十条第一項の認可をすること。</p> <p>(4) 法第十一条第四項の認可をすること。</p> <p>(5) 法第十一条第七項の規定による届出を受理すること。</p> <p>(6) 法第十一条第八項の規定による公告をすること。</p> <p>(7) 法第十三条第一項の認可をすること。</p> <p>(8) 法第十三条第四項において準用する法第九条第三項の規定による公告をすること。</p> <p>(9) 法第十四条第一項から第三項までの認可をすること。</p> <p>(10) 法第二十条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により縦</p> | <p>宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市及び周南市</p> |
|--|---|



- 覧に供すること（法第二十条第五項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の修正に係る部分に係るものを含む。）。
- (11) 法第二十条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の意見書を受理すること。
- (12) 法第二十条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査及び命令又は通知をすること。
- (13) 法第二十一条第三項の規定による公告及び送付をすること。
- (14) 法第二十一条第四項の規定による公告をすること。
- (15) 法第二十八条第八項の規定による書類を受理すること。
- (16) 法第二十九条第一項の規定による届出を受理すること。
- (17) 法第二十九条第二項の規定による公告をすること。
- (18) 法第三十九条第一項の認可をすること。
- (19) 法第三十九条第四項の規定による公告及び送付をすること。
- (20) 法第三十九条第五項の規定による公告をすること。
- (21) 法第四十五条第二項の認可をすること。
- (22) 法第四十五条第五項の規定による公告をすること。
- (23) 法第四十九条の承認をすること。
- (24) 法第五十一条の第二項の認可をすること。
- (25) 法第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定により縦覧に供すること（法第五十一条の八第五項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の修正に係る部分に係るものを含む。）。

- (26) 法第五十一条の八第二項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の意見書を受理すること。
- (27) 法第五十一条の八第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査及び命令又は通知をすること。
- (28) 法第五十一条の九第三項の規定による公告及び送付をすること。
- (29) 法第五十一条の十第一項の認可をすること。
- (30) 法第五十一条の十三第一項の認可をすること。
- (31) 法第五十一条の十三第四項において準用する法第五十一条の九第三項の規定による公告をすること。
- (32) 法第七十五条の技術的援助をすること。
- (33) 法第八十六条第一項の認可をすること。
- (34) 法第九十七条第一項の認可をすること。
- (35) 法第二百三条第三項の規定による届出を受理すること。
- (36) 法第二百三条第四項の規定による公告をすること。
- (37) 法第二百四条第一項の規定による検査及び命令をすること。
- (38) 法第二百四条第二項の規定による認可の取消しをすること。
- (39) 法第二百四条第三項の規定による公告をすること。
- (40) 法第二百五条第一項又は第二項の規定による検査をすること。
- (41) 法第二百五条第三項の規定による命令をすること。
- (42) 法第二百五条第四項の規定による認可の取消しをすること。
- (43) 法第二百五条第五項の規定による招集をすること。

- (44) 法第百二十五条第六項の規定による投票に付すこと。
- (45) 法第百二十五条第七項の規定による議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しをすること。
- (46) 法第百二十五条の二第一項又は第二項の規定による検査をすること。
- (47) 法第百二十五条の二第三項の規定による命令をすること。
- (48) 法第百二十五条の二第四項の規定による認可の取消しをすること。
- (49) 法第百二十五条の二第五項の規定による公告をすること。
- (50) 法第百三十六条の規定による意見の聴取をすること。
- (51) 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号。以下この号において「政令」という。)第十六条第二項の規定による解任投票所並びに投票の期日及び時間の決定並びに公告をすること。
- (52) 政令第十六条第三項において準用する政令第十一条の規定による指名をすること。
- (53) 政令第十六条第三項において準用する政令第十二条第一項の規定による公告をすること。
- (54) 政令第十六条第三項において準用する政令第十三条第一項の規定による指名をすること。
- (55) 政令第十六条第三項において準用する政令第十三条第二項の規定による保存をすること。
- (56) 政令第十六条第三項において準用する政令第十四条第一項の規定による申出を受理すること。
- (57) 政令第十六条第三項において準用する政令第十四条第二項の規定による決定、交付及び公告をすること。
- (58) 政令第十六条第三項において準用する政令第十四条第三項又は第四項の規定による決定をする場合。

別表第二十七号の二を削り、同表第二十八号及び第二十九号中「宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、」を削り、同表第二十九号の二から第二十九号の四までを削り、同表第三十号中「都市計画法（」の下に「昭和四十三年法律第百号。」を加え、八を削り、二を八とし、ホからトまでを二からへまでとし、同号中「ト」を「へ」に改め、同号中子をトとし、「宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、」を削る。

別表第三十号の二を次のように改める。

三十の二 都市計画法の施行に関する事務であつて規則で定めるものをする事（同法第五十三  
条第一項に規定する建築に係るものに限る。）。

|   |
|---|
| 宇部市、山口市、<br>萩市、防府市、下<br>松市、岩国市、光<br>市、長門市、柳井<br>市、美祢市、周南<br>市及び山陽小野田<br>市 |
|---|

別表第三十号の三から第三十号の五までを削り、同表第三十号の六中「都市緑地法」の下に、「昭和四十八年法律第七十二号（」を加え、「（法」を「（同法」に改め、同号を同表第三十号の三とし、同表第三十号の七及び第三十号の八を削り、同表第三十号の九中「宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、」を削り、同号を同表第三十号の四とし、同表第三十一号の二中「山口市」を「下関市、山口市」に改め、同表第三十二号の二中「岩国市」の下に、「光市」を加え、同表第三十四号中「岩国市」の下に「及び光市」を加え、同表第三十四号の三中「山口市」の下に、「萩市」を加え、同表第三十四号の四中「萩市、」を削り、同表第三十四号の五中「宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、」を削り、同表第三十四号の六中「山口市、萩市、長門市、周南市、山陽小野田市及び」を削り、同表第三十四号の七中「山口市、萩市、長門市」を「宇部市、山口市、萩市、防府市、光市、長門市、柳井市」に改め、同表第三十四号の八を次のように改める。

三十四の八 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町が自ら終身賃貸事業者として行う場合に係るものを除く。）

イ 法第五十二条の認可をすること。

ロ 法第五十五条（法第五十六条第二項及び第六十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知をすること。

ハ 法第五十六条第一項の認可をすること。

ニ 法第五十八条第一項の承認をすること。

ホ 法第六十五条の助言及び指導をすること。

ヘ 法第六十六条の規定による報告の徴収をすること。

ト 法第六十七条第二項の規定による届出を受理すること。

チ 法第六十七条第三項の承認をすること。

リ 法第六十八条の規定による命令をすること。

又 法第六十九条第一項の規定による認可の取消しをすること。

ル 法第七十条第一項の規定による届出を受理すること。

宇部市、山口市、萩市、防府市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市及び阿武町

別表第三十四号の九中、「山口市、萩市、長門市、周南市、山陽小野田市及び」を削り、同表第三十五号イ中「及び山陽小野田市」を、「山陽小野田市及び周防大島町」に改め、同号二中「下松市」の下に「、岩国市」を、「周防大島町」の下に「、和木町、田布施町、平生町」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一号の七及び第三十五号ニの改正規定（田布施町に係る部分を除く。）

は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(別表の上欄に掲げる事務(同表第十八号の三、第十八号の六、第十八号の十四、第三十四号、第三十四号の三及び第三十四号の上欄に掲げる事務を除く。)(のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

山口県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第八号

山口県職員定数条例の一部を改正する条例

山口県職員定数条例(昭和三十一年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、一〇〇人」を「三、九〇〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第九号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例(昭和三十一年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、三三七人」を「二、二七八人」に、「五四二人」を「五三六人」に、「二、八七九人」を「二、八一四人」に改め、同

条第三号中「一、一八七人」を「一、二〇五人」に、「一、三五〇人」を「一、三六八人」に改め、同条第四号中「三、一八六人」を「三、一七二人」に、「一九七人」を「一九二人」に、「三、三八三人」を「三、三六四人」に改め、同条第五号中「五、二八八人」を「五、二五五人」に、「四二八人」を「四二二人」に、「五、七二六人」を「五、六七六人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十号

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

山口県地方警察職員定数条例（昭和三十二年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二三五人」を「二三六人」に、「八八五人」を「八八八人」に、「九一五人」を「九一八人」に、「九四三人」を「九四六人」に、「三、五九四人」を「三、六〇四人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例及び非常勤職員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十一号

知事等の給与の特例に関する条例及び非常勤職員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

（知事等の給与の特例に関する条例の一部改正）

第一条 知事等の給与の特例に関する条例（平成十四年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十一年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「職員給与条例」という。（）を「職員給与条例」という。（）又は「に改め、」、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第四十九号。以下「任期付研究員条例」という。）又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第五十号。以下「任期付職員条例」という。）、「職員給与条例第四条第一項第五号イに規定する医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき他の普通地方公共団体に派遣された者を除く。」及び「この条において」を削り、「、学校職員給与改正条例附則第十四項から第十六項まで、任期付研究員条例第五条及び任期付職員条例第七条」を「及び学校職員給与改正条例附則第十四項から第十六項まで」に改め、「、義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例（昭和四十六年山口県条例第三十一号）第三条第一項の教職調整額」を削り、「、学校職員給与改正条例附則第十四項から第十六項まで、任期付研究員条例第五条又は任期付職員条例第七条」を「又は学校職員給与改正条例附則第十四項から第十六項まで」に改め、同項第一号中「（以下「特別管理職員」という。）」を削り、同項第二号中「除く」を「除き、警察職員以外の職員にあつては、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等及びこれとの権衡を考慮して規則で定める職員に限る」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第四条を削る。

（非常勤職員の報酬の特例に関する条例の一部改正）

第二条 非常勤職員の報酬の特例に関する条例（平成二十一年山口県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

「平成二十一年八月一日」を「平成二十四年四月一日」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年八月七日」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中知事等の給与の特例に関する条例第一条の改正規定（「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める部分に限る。）及び第二条中非常勤職員の報酬の特例に関する条例の改正規定（「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年八月七日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。



一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十二号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「法第二十五条第四項に規定する」を削る。

第十条の五第一項中「五年以内の」を「十年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては五年以内の」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 三万円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条の五第一項の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十三号

特別会計設置条例の一部を改正する条例

特別会計設置条例（昭和三十九年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表土地取得事業特別会計の項中「土地取得事業収入」の下に「、財産収入」を、「土地取得事業費」の下に「、産業団地管理費、分譲宅地管理費」を、「一時借入金の子」の下に「、一般会計繰出金」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

#### 山口県条例第十四号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「賦課徴収」の下に「及び県たばこ税に係る過料の徴収」を加える。

第六条第一項中「第二章」の下に「（第七条を除く。）」を、「第三章」の下に「（第十三条を除く。）」を加える。

第二十七条の三第一項に次の一号を加える。

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの

イ 県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金

ロ 知事又は山口県教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

第三十九条の八中「同条第四十項」を「同条第三十九項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に、「あん分して」を「<sup>あ</sup>按分して」に改める。

第四十九条の三第三項中「第七十二条の四十九の八及び第七十二条の四十九の十」を「第七十二条の四十九の十二及び第七十二条の四十九の十四」に改める。

第四十九条の四第一項中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第六十五条の二中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

附則第五条の四の三を削る。

附則第六条を次のように改める。

## 第六条 削除

附則第九条の四中「七百十六円」を「四百十一円」に改め、同条を附則第九条の三の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税の非課税)

第九条の四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者(以下この条において「經營者」という。)が、次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第六十八条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

一 經營者が運行する路線で、地域住民の生活上必要な路線として当該路線の維持に係る経費について国及び県が行う補助の対象となつたものの

二 一日当たりの旅客の輸送量が十五人以上百五十人以下である路線

三 知事が地域住民の生活上必要と認めて指定した路線

附則第十五条の二中「及び附則第十七条第二項」を、「附則第十七条第二項及び附則第十七条の六第二項」に改める。

附則第十七条の四の次に次の四条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第十七条の五 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第四条第一項中「附則第四条第一項第一号」とあるのは「附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第四条第一項第一号」と、同条第三項中「附則第四条第一項第二号」とあるのは「附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第四条第一項第二号」と、同条第四項中「附則第四条第一項第一号」とあるのは「附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第四条第一項第一号」と、同条第五項中「附則第四条第一項第一号」とあるのは「附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用さ

れる法附則第四条第一項第一号」と、附則第四条の二第一項中「附則第四条の二第一項第一号」とあるのは「附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第四条の二第一項第一号」と、同条第三項中「附則第四条の二第一項第二号」とあるのは「附則第四十四条の二第一項第二号」と、附則第五条の四第一項中「附則第五条の四第一項」とあるのは「附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項」と、同条第三項中「附則第五条の四第八項」とあるのは「附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第八項」と、附則第十五条第一項中「附則第三十四条第一項」とあるのは「附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第三十四条第一項」と、「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第十五条の二第三項中「第三十七条の九の五まで」とあるのは「第三十七条の九の五まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十一条第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、附則第十七条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」として、附則第四条、附則第五条の四、附則第十五条、附則第十五条の二、附則第十六条又は附則第十七条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第二十九条の三第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された同条第二項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

第十七条の六 附則第四条第一項の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日まで）の間法附則第四条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの

期間（以下この項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後二年以内の日で施行令で定める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、施行規則で定めるところにより市町長の承認を受けたとき（震災特別法第十二条の二第二項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から当該施行令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第四条の規定を適用する。

2 附則第十五条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で施行令で定める場合において、平成二十四年一月一日から起算して二年以内の日で施行令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実にあると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該施行令で定める日までの期間を附則第十五条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第十七条の七 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特別法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、附則第五条の四第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される同法第四十一条の二の二」と、「附則第五条の四第一項」とあるのは、「附則第四十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項」と、附則第五条の四の二第二項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される同法第四十一条の二の二」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とする。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特別法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第二項から第五項までの規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、附則第五条の四第一項中「附則第五条の

四第一項」とあるのは、「附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項」と、附則第五条の四の二第一項中「附則第五条の四の二第一項」とあるのは、「附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第一項」とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第十七条の八 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第二十九条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条第一項の改正規定、第二十七条の三第一項に一号を加える改正規定並びに第四十九条の三第三項、第四十九条の四第一項及び附則第六条の改正規定並びに次項から附則第六項までの規定 平成二十五年一月一日

二 第六十五条の二の改正規定及び附則第九条の四の改正規定(「七百十六円」を「四百十一円」に改める部分に限る。)並びに附則第七項の規定 平成二十五年四月一日

(山口県行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第六条第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の山口県税賦課徴収条例(以下「改正前の条例」という。)第六条第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

3 改正後の条例第二十七条の三第一項の規定(同項第三号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十四年一月一日以後に支出する同号に掲げる寄附金について適用する。

4 平成二十五年及び平成二十六年度の各年度分の個人の県民税についての改正後の条例第二十七条の三の規定の適用については、同条第一項第三号中「同条第三項」とあるのは、「同条第三項及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

- 5 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号。以下「改正法」という。）附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における改正法附則第十条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対する改正法附則第九条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、改正後の条例第二十七条の三第一項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。
- 6 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（改正前の条例第三十三条の二に規定する退職手当等をいう。）に係る改正前の条例附則第六条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。  
（県たばこ税に関する経過措置）
- 7 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。  
（自動車取得税に関する経過措置）
- 8 改正後の条例附則第九条の四の規定は、平成二十三年七月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。  
（山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 9 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十二年山口県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。  
附則第五項第二号中「改正後の条例附則第九条の四」を、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十四年山口県条例第十四号）による改正後の山口県税賦課徴収条例附則第九条の三の三」に改める。  
（森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部改正）
- 10 森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例（平成十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。  
附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。  
（個人の県民税の税率の特例）
- 2 平成二十六年度分の個人の県民税に係る第二条の規定の適用については、同条中「第二十九条」とあるのは「附則第十七条の八」と、「同条に定める額」とあるのは「同条の規定により算定した額」とする。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十五号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表介護サービス情報調査手数料の項及び介護サービス情報公表手数料の項を削る。

別表第一の2の表三の項を次のように改める。

|   |                               |  |              |             |
|---|-------------------------------|--|--------------|-------------|
| <p>三<br/>特例民法<br/>人に係る特<br/>定保険業の<br/>認可に關す<br/>る事務</p> | <p>特定保険業<br/>認可申請手<br/>数料</p> | <p>特例民法法人(知事<br/>の所管に属するもの<br/>に限る。)に係る特<br/>定保険業の認可</p> | <p>一件につき</p> | <p>十五万円</p> |
|---|-------------------------------|--|--------------|-------------|

別表第一の5の表二十六の二の項を削る。

別表第一の8の表七の項の(一)に次のように加える。

|                  |               |            |
|------------------|---------------|------------|
| <p>トレーニングルーム</p> | <p>一時間につき</p> | <p>三千元</p> |
|------------------|---------------|------------|

別表第一の8の表七の項の(二)に次のように加える。

|                  |   |                        |
|------------------|---|------------------------|
| <p>トレーニングルーム</p> | <p>小学校の児童並<br/>びに中学校及び<br/>中等教育学校の<br/>前期課程の生徒<br/>その他の者</p> <p>一人三時間以内</p> | <p>百五十円</p> <p>三百円</p> |
|------------------|---|------------------------|

別表第一の11の表十三の項運転経歴証明書交付手数料に関する部分を次のように改める。



運転経歴証明  
書交付手数料

運転経歴証明書の  
交付又は再交付

一件につき

千円

別表第二の五の項運転免許試験手数料に関する部分中

千八百五十円

二千円

を

千六百元

千九百元

に、「四千九百五十

円」を「四千六百元」に、「八千六百五十円」を「七千七百円」に、

二千百円

を

千八百円

に、「二

千四百円」を「二千二百円」に、「三千四百円」を「三千五十円」に、

二千五十円

千九百円

(1) 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適

一件につき

二千円

|                      |   |   |   |   |   |
|----------------------|---|---|---|---|---|
| <p>千九百円<br/>千五百円</p> | <p>(3) その他の場合</p>                                   | <p>(2) 第九十七条の二第<br/>一項第三号に該<br/>定して同項の規<br/>定の適用を受け<br/>る場合</p> | <p>(1) 第九十七条の二第<br/>一項第二号に該<br/>定して同項の規<br/>定の適用を受け<br/>る場合</p> | <p>(2) その他の場合</p>                                   | <p>用を受ける場合</p>  |
| に、                   |   |   |   |   |   |
| <p>(2) その他の場合</p>    | <p>一件につき</p>  | <p>一件につき</p>  | <p>一件につき</p>  | <p>一件につき</p>  | <p>(1) 第九十七条の二第<br/>一項の規定の適<br/>用を受ける場合</p>                 |
| <p>一件につき</p>         | <p>(公安委員会が提供する<br/>自動車を使用する<br/>場合)は、四千六<br/>百円</p> | <p>千九百円</p>   | <p>千七百五十円</p>   | <p>(公安委員会が提供する<br/>自動車を使用する<br/>場合)は、四千六<br/>百円</p> | <p>(公安委員会が提供する<br/>自動車を使用する<br/>場合)は、四千五百<br/>円<br/>二千円</p> |
| を                    |   |   |   |   |   |
| に、                   |   |   |   |   |   |
| を                    |   |   |   |   |   |
| を                    |   |   |   |   |   |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>円」に、「千五百五十円」を、「千円」に改め、同項運転免許技能検査手数料に関する部分中「三千九百五十円」を、「三千八百五十円」に、「七十円」</p> | <p>（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千五百五十円）</p> <p>千五百五十円</p> | <p>(1) 道路交通法第九十七條の二第...<br/> (2) 道路交通法第九十七條の二第...<br/> (3) その他の場合</p>   |
| <p>を</p> <p>（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千八百円）</p>                         | <p>千七百円</p>   | <p>一件につき</p>  |
| <p>に、「千九百円」を、「千七百円」に、「三千五百五十円」を、「三千二百五十円」に、「</p>                             | <p>に、「三千百円」を、「三千円」に、「四千七百五十円」を、「四千五百五十円」に、</p>              | <p>一件につき</p> <p>千七百五十円</p> <p>千九百円</p> <p>（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七千六百五十円）</p> <p>千六百五十円</p> <p>二千円</p> |

六百五十円」を「六千九百五十円」に、「四千三百円」を「四千五百円」に、「五千三百円」を「四千九百円」に改め、同項運転免許証交付等手数料に関する部分中「二千五百円」を「二千五十円」に、「千二百円」を「千五百円」に、「三千六百五十円」を「三千六百円」に、「二千五百五十円」を「二千五百円」に、「六百円」を「五百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千四百円」に改め、同項運転免許限定解除審査手数料に関する部分中「千七百円」を「千五百五十円」に、「三千三百五十円」を「三千三百円」に改め、同項技能検定員資格者証交付等手数料に関する部分中「二万四千七百円」を「二万三千五百円」に、「二万五百円」を「一万九千六百五十円」に、「一万四千五百円」に、「二万二千四百五十円」を「二万二千八百五十円」に改め、同部分の備考1中「三千七百五十円」を「二千九百五十円」に、「三百円」に改め、同備考1の三及び四中「二千五百円」を「二千五百円」に改め、同備考1の五中「二千二百円」を「二千二百五十円」に改め、同備考1の六中「二千二百円」を「二千二百五十円」に改め、同備考2の三及び四中「千九百五十円」を「千八百五十円」に改め、同備考2の五中「千九百五十円」を「二千円」に改め、同備考2の六中「二千円」を「千九百五十円」に改め、同備考3中「三百円」を「三百五十円」に改め、同備考3の二中「千三百五十円」を「千三百円」に改め、同備考3の三及び四中「二千二百五十円」を「二千二百円」に改め、同備考3の五中「二千五十円」を「二千二百五十円」に改め、同備考3の六中「二千円」を「二千四百五十円」に改め、同備考4中「三千二百五十円」を「三千五十円」に改め、同備考4の二中「四千六百円」を「四千四百五十円」に改め、同備考4の三中「七千九百五十円」を「七千八百円」に改め、同備考4の四中「三千二百円」を「三千五百五十円」に改め、同備考4の五中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同項教習指導員資格者証交付等手数料に関する部分中「一万五千六百五十円」を「一万五千円」に、「一万二千五百円」を「一万千八百円」に、「九千五百円」を「九千四百五十円」に、「一万三千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、同部分の備考1中「三千四百五十円」を「三千円」に、「更に百五十円」を「更に百円」に改め、同備考1の二中「四千四百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同備考1の三中「千三百五十円」を「千三百五十円」に改め、同備考1の四中「四千四百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同備考1の五中「千三百五十円」に改め、同備考2中「九百円」を「九百五十円」に改め、同備考2の二中「四千四百円」を「三千七百五十円」に改め、同備考2の三中「千三百五十円」を「千三百五十円」に改め、同備考2の四及び五中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同備考2の六中「千二百円」を「千五百五十円」に改め、同備考3中「千五百円」を「千五百円」に改め、同備考3の二中「千三百五十円」を「千三百円」に改め、同備考3の三中

「千二百五十円」を「千五百円」に改め、同備考4中「二千九百五十円」を「三千五百円」に改め、同備考4の一中「四千八百円」を「四千四百五十円」に改め、同備考4の二中「二千円」を「千九百円」に改め、同備考4の三中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同項運転免許等講習手数料に関する部分中「二千六百元」を「二千四百五十円」に、「二千三百円」を「二千二百円」に、「四千二百円」を「四千

五十円」に、

|        |   |       |
|--------|---|-------|
| 千三百五十円 | を | 千二百円  |
| 四千百円   | を | 千二百円  |
| 四千五百円  | を | 千二百円  |
| 千四百円   | を | 七百五十円 |

「千二百五十円」を「二千五百円」に、「二千五百円」を「二千五百円」に、「二千八百円」を「二千七百五十円」に、「二千七百円」を「二千六百五十円」に、

千二百五十円  
六百五十円

|       |   |       |
|-------|---|-------|
| 千七百円  | を | 千五百円  |
| 千五百円  | を | 九百五十円 |
| 七百円   | を | 六百円   |
| 九百五十円 | を | 六百円   |

「円」を「一万三千三百五十円」に、「九千四百円」を「九千二百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の2の表の改正規定 公布の日の翌日
- 二 別表第一の8の表の改正規定 公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

**山口県条例第十六号**

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県地域活性化・施設整備基金の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十四年三月三十一日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

**山口県条例第十七号**

特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第一条 特定非営利活動促進法施行条例（平成十年山口県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二条を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の一項を加える。

2 知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）から前項第一号に掲げる役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第三

十条の八第一項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用するときは、前項第一号に定める書面の添付を要しない。  
第二条の二を削る。

第三条から第五条までを次のように改める。

(申請書等の補正ができる軽微な不備)

第三条 法第十条第三項(法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の条例で定める軽微な不備は、申請の内容に影響がないものであり、かつ、誤記その他明白な誤りに係るものとする。

(事業報告書等の提出)

第四条 法第二十九条の規定による提出は、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧等)

第五条 法第三十条又は法第五十六条(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所においてするものとする。

2 前項の謄写をする者は、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(認定等に係る公示事項)

第六条 法第四十九条第二項第五号(法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項(同条第一項に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の条例で定める事項は、法第四十四条第一項の認定を受けていた場合において、当該認定を受けていた期間とする。

(役員報酬規程等の提出)

第七条 法第五十五条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)(の規定による提出は、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。この場合において、法第五十四条第二項第二号に掲げる書類については、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書面の提出をもって当該書類の提出に代えることができる。)

2 法第五十五条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。)(の規定による提出は、助成金の支給を行ったときにあつては法第五十四条第三項の書類について、遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。)(を行うときにあつては同条第四項の書類について、事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)行わな

ればならない。

(特定非営利活動促進法による読替え後の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例の一部改正)

第二条 特定非営利活動促進法による読替え後の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例(平成十九年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条の二」を「第七十四条」に改める。

(特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例の一部改正)

第三条 特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例(平成十九年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条の三」を「第七十五条」に改める。

第二条中「第二十八条第一項及び第三十五条第一項」を「(同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第二項、第三十五条第一項、第五十四条第一項(同法第六十二条(同法第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び同法第六十三条第五項において準用する場合を含む。、並びに第五十四条第二項から第四項まで(これらの規定を同法第六十二条において準用する場合を含む。))」に改める。

第四条中「第二十八条第一項及び第三十五条第一項」を「(同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十五条第一項及び第五十四条第二項から第四項まで(これらの規定を同法第六十二条において準用する場合を含む。))」に改める。

第六条中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項、第四十五条第一項第五号(同法第五十一条第五項及び同法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)、第五十二条第四項(同法第六十二条において準用する場合を含む。))及び第五十四条第五項(同法第六十二条において準用する場合を含む。))」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中特定非営利活動促進法施行条例第二条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)(は、同年七月九日から施行する。



身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第十八号

身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例

身体障害者更生援護施設条例（昭和四十八年山口県条例第七号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

身体障害者社会参加支援施設条例

第一条中「第二十七条第二項」を「第二十八条第一項」に、「身体障害者更生援護施設（以下「更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設（以下「社会参加支援施設」に改める。

第二条中「更生援護施設」を「社会参加支援施設」に改め、同条の表中「第二十九条に規定する身体障害者更生施設及び法第三十一条の二」を「第三十一条」に改める。

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第五条から第七条までを次のように改める。

第五条から第七条まで 削除

第九条中「第十条」を「次条」に改める。

第九条の二を削る。

第十条中「入所生又は」を削り、「補てんし」を「補填し」に改める。

第二十七条中「更生援護施設」を「社会参加支援施設」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前における改正前の身体障害者更生援護施設条例第二条に規定する身体障害者更生施設の使用料については、なお従前の例による。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。  
別表第一の5の表四の三の項を削る。

児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第十九号

児童福祉施設条例の一部を改正する条例

児童福祉施設条例(昭和三十九年山口県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

第二条の表法第四十二条に規定する知的障害児施設の項を削る。

第二章から第四章までを削る。

「第五章 山口県みほり学園」を削る。

第十五条を第三条とし、第十六条を第四条とする。

第十七条中「この章において」を削り、同条第一号中「第十五条各号」を「第三条各号」に改め、同条を第五条とする。

第十七条の二を第六条とする。

第十七条の三中「第十七条の」を「第五条の」に、「第十七条各号」を「第五条各号」に改め、同条を第七条とする。

第十七条の四中「第十七条」を「第五条」に改め、同条を第八条とする。

「第六章 雑則」を削る。

第十八条を第九条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における改正前の児童福祉施設条例第二条に規定する知的障害児施設の使用料については、なお従前の例による。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表四の二の項を削る。

開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十号

開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

開発行為等の許可の基準に関する条例(平成十三年山口県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二の表を次のように改める。

| 区   | 域 | 面 | 積       |
|---|---|---|---------|
| 光市、柳井市並びに熊毛郡田布施町及び平生町に係る都市計画区域(光市にあつては周南都市計画区域を除く。)の全域並びに山陽小野田市に係る都市計画区域のうち平成十七年三月二十一日における小野田市の区域 |   |   | 千平方メートル |

附 則

この条例は、平成二十四年三月三十日から施行する。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十一号

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表維新百年記念公園の項中

球 技 場

を

球 技 場  
多 目 的 広 場

に改める。

別表第一維新百年記念公園の項ラグビー・サッカー場に関する部分の次に次のように加える。

|   |   |                    |        |               |         |              |         |              |        |                 |         |                 |         |                 |
|---|---|--------------------|--------|---------------|---------|--------------|---------|--------------|--------|-----------------|---------|-----------------|---------|-----------------|
| 入場料その他<br>のを徴収しない料金を<br>徴収する料金を<br>徴収しない料金を | (一) 専用使用  |                    |        |               |         |              |         |              |        |                 |         |                 |         |                 |
|   | <table border="1"> <tr> <td>午前六時三十分から午前八時三十分まで</td> <td>二千四百十円</td> </tr> <tr> <td>午前八時三十分から正午まで</td> <td>三千三百八十円</td> </tr> <tr> <td>午後一時から午後五時まで</td> <td>三千八百六十円</td> </tr> <tr> <td>午後五時から午後七時まで</td> <td>二千四百十円</td> </tr> <tr> <td>午前六時三十分から午後五時まで</td> <td>九千六百五十円</td> </tr> <tr> <td>午前六時三十分から午後七時まで</td> <td>一万二千六十円</td> </tr> <tr> <td>午前八時三十分から午後五時まで</td> <td>七千二百四十円</td> </tr> </table> | 午前六時三十分から午前八時三十分まで | 二千四百十円 | 午前八時三十分から正午まで | 三千三百八十円 | 午後一時から午後五時まで | 三千八百六十円 | 午後五時から午後七時まで | 二千四百十円 | 午前六時三十分から午後五時まで | 九千六百五十円 | 午前六時三十分から午後七時まで | 一万二千六十円 | 午前八時三十分から午後五時まで |
| 午前六時三十分から午前八時三十分まで                          | 二千四百十円  |                    |        |               |         |              |         |              |        |                 |         |                 |         |                 |
| 午前八時三十分から正午まで                               | 三千三百八十円   |                    |        |               |         |              |         |              |        |                 |         |                 |         |                 |
| 午後一時から午後五時まで                                | 三千八百六十円   |                    |        |               |         |              |         |              |        |                 |         |                 |         |                 |
| 午後五時から午後七時まで                                | 二千四百十円  |                    |        |               |         |              |         |              |        |                 |         |                 |         |                 |
| 午前六時三十分から午後五時まで                             | 九千六百五十円   |                    |        |               |         |              |         |              |        |                 |         |                 |         |                 |
| 午前六時三十分から午後七時まで                             | 一万二千六十円   |                    |        |               |         |              |         |              |        |                 |         |                 |         |                 |
| 午前八時三十分から午後五時まで                             | 七千二百四十円   |                    |        |               |         |              |         |              |        |                 |         |                 |         |                 |

|   |                        | 多目的広場   |  |
|---|------------------------|---|--|
| (三) 器具の使用<br><br>一点 一組又は一式一回につき<br><br>千五百九十円の範囲内で<br>知事が定める額 | その他の者<br><br>一人八時間以内   | (二) 個人使用<br><br>小学校の児童並びに中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒<br>一人八時間以内<br><br>高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒並びに大学及び高等学校の学生<br>一人八時間以内                              | 入場料その他これに類するものを徴収するもの<br><br>午前八時三十分から午後七時まで<br>延長料一時間につき<br>九千六百五十円<br>千四百四十円                           |
|   | 一人八時間以内<br>七十円<br>百三十円 | 午前六時三十分から午前八時三十分まで<br>午前八時三十分から正午まで<br>午後一時から午後五時まで<br>午後五時から午後七時まで<br>午前六時三十分から午後五時まで<br>午前八時三十分から午後七時まで<br>午前八時三十分から午後七時まで<br>延長料一時間につき | 一万九千二百八十円<br>二万七千四十円<br>三万八千八十円<br>一万九千二百八十円<br>七万七千二百円<br>九万六千四百八十円<br>五万七千九百二十円<br>七万七千二百円<br>一万千五百二十円 |

備考

陸上競技場に関する部分の備考及び補助陸上競技場に関する部分の備考の(一)は、(一)の場合に準用する。

附則

この条例は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十二号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例(昭和三十七年山口県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二厚東川工業用水道の項中「三十二円七十銭」を「二十五円六十銭」に改め、同表厚狭川工業用水道の項中「三十八円七十銭」を「三十五円四十銭」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十三号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立田布施農業高等学校の項及び山口県立田布施工業高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十四号

山口県青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例

山口県青少年野外活動センター条例（昭和四十九年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

山口県青少年自然の家条例

第一条中「野外活動」の下に「、集団宿泊研修、青少年の交流等」を加え、「青少年野外活動センター」を「青少年自然の家」に改める。

第二条を次のように改める。

（名称及び位置）

第二条 青少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称          | 位 置   |
|--------------|-------|
| 山口県油谷青少年自然の家 | 長 門 市 |

|                |       |
|----------------|-------|
| 山口県秋吉台青少年自然の家  | 美 祢 市 |
| 山口県十種ヶ峰青少年自然の家 | 山 口 市 |
| 山口県由宇青少年自然の家   | 岩 国 市 |

第三条各号列記以外の部分を次のように改める。

青少年自然の家は、次に掲げる業務を行う。

第三条第一号中「対する」の下に「自然の観察及び」を加え、同条第二号中「集団宿泊訓練」を「集団宿泊研修又は団体宿泊研修」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

(使用日及び使用時間)

第四条 青少年自然の家の施設の使用日及び使用時間は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

| 施設の区分          | 使用日  | 使用時間          |
|----------------|--|---------------|
| 山口県油谷青少年自然の家   | 一月五日から十二月二十七日までの日<br>(毎月の第一月曜日、第三月曜日及び<br>第五月曜日を除く。) | 午前零時から午後十二時まで |
| 山口県秋吉台青少年自然の家  |  |               |
| 山口県十種ヶ峰青少年自然の家 |  |               |
| 一般宿泊室<br>集団宿泊室 |  | 午前零時から午後十二時まで |



|  |             |        |                                 |             |             |
|--|-------------|--------|---------------------------------|-------------|-------------|
| 山口県由宇青少年自然の家   |             |        |                                 |             |             |
| 交<br>歓<br>室  | 音<br>楽<br>室 | 控<br>室 | イ<br>ベ<br>ン<br>ト<br>ホ<br>ー<br>ル | 創<br>作<br>室 | 研<br>修<br>室 |
| 一月五日から十二月二十七日までの日<br>(毎月の第一日曜日、第三日曜日及び<br>第五日曜日)これらの日が国民の祝日<br>に関する法律(昭和二十三年法律第百<br>七十八号)に規定する休日(以下「休<br>日」という。)に当たるときは、これ<br>らの日後において最も近い休日以外<br>の日(を除外)として、この<br>日を除外する。 |             |        |                                 |             |             |
| 午前九時から午後十時まで   |             |        |                                 |             |             |

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の使用日又は使用時間を変更することができる。  
 (使用の許可)

第五条 山口県油谷青少年自然の家、山口県秋吉台青少年自然の家若しくは山口県十種ヶ峰青少年自然の家又は山口県由宇青少年自然の家の施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 一般宿泊室
- 二 集団宿泊室
- 三 研修室
- 四 創作室
- 五 イベントホール
- 六 控室
- 七 音楽室
- 八 交歓室
- 九 キャンプ場

第六条第二号中「野外活動センター」を「青少年自然の家」に改める。

第七条の見出しを「（許可の取消し等）」に改め、同条中「受けた者」の下に「又は山口県由宇青少年自然の家の施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものを使用する者」を加え、「いう」を「総称する」に、「野外活動センターの使用の」を「その」に、「取り消す」を「取り消し、又はその使用を拒む」に改める。

第八条中「野外活動センター」を「青少年自然の家」に、「補てんし」を「補填し」に改める。

第九条第一項中「野外活動センターの管理」を「青少年自然の家の管理」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

第九条第一項第四号中「野外活動センター」を「施設」に、「取り消す」を「取り消し、又はその使用を拒む」に改め、同条第二項中「第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する」を「第四条第一項の使用日又は使用時間を変更する」に改め、同条第三項中「野外活動センター」を「青少年自然の家」に改める。

第十条第三項、第四項及び第六項中「野外活動センター」を「青少年自然の家」に改める。

第十二条第一項中「野外活動センター」を「山口県油谷青少年自然の家、山口県秋吉台青少年自然の家若しくは山口県十種ヶ峰青少年自然の家又は第五条各号に掲げる施設」に改める。

第十三条中「野外活動センターの管理」を「青少年自然の家の管理」に、「野外活動センターの使用」を「山口県油谷青少年自然の家、山口県秋吉台青少年自然の家若しくは山口県十種ヶ峰青少年自然の家又は第五条各号に掲げる施設の使用」に改める。

第十四条中「野外活動センター」を「青少年自然の家」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第十二条、第十三条関係）

| 項 | 施設 の 名称 | 区 分 | 単 位                | 基 準 額         |
|---|---------|-----|--------------------|---------------|
|   | 宿泊を伴う使用 |     | 青少年<br>その他の者       | 百六十円<br>四百四十円 |
|   |         |     | 一日一人につき<br>一日一人につき |               |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>二<br/>山口県秋吉台青少年自然の家</p>    | <p>一<br/>山口県油谷青少年自然の家<br/>山口県十種ヶ峰青少年自然の家</p>  |
| <p>専用使用<br/>一日につき<br/>七千円</p> | <p>備考<br/>一の項の備考2から4までは、この場合に準用する。</p> <p>宿泊を伴わない使用<br/>一日一人につき<br/>百六十円</p> <p>宿泊を伴う使用<br/>一日一人につき<br/>四百四十円</p> <p>備考<br/>1 「青少年」とは、満二十五歳以下の者をいう。<br/>2 宿泊を伴う使用の場合の「一日」とは、午前十時から翌日の午前十時までをいう。<br/>3 十九歳未満の者又は十九歳以上の者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の生徒であるものが使用する場合においては、利用料金を徴収しないものとする。<br/>4 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）、主として十九歳未満の者が在学する専修学校若しくは各種学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する保育所又は少年団体が教育活動又は団体活動として集団宿泊研修、野外活動等を行うために使用する場合においては、利用料金を徴収しないものとする。</p> <p>宿泊を伴わない使用<br/>青少年<br/>一日一人につき<br/>五十円<br/>その他の者<br/>一日一人につき<br/>百六十円</p> |

| 集団宿泊室  |  | 一般宿泊室   |               |
|--|--|---|---------------|
| <p>備考</p> <p>専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に一時間未満の端数があるとき、又はその時間が一時間未満であるときは、その端数の時間は、一</p> | <p>器具の使用</p>   | <p>備考</p> <p>県の住民以外の者が使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。</p> |               |
|  | <p>専用使用</p>  |   | <p>宿泊する場合</p> |
|  | <p>一点又は一組一回につき</p>   |   | <p>一日につき</p>  |
|  | <p>午前九時から正午まで<br/>午後一時から午後五時まで<br/>午後六時から午後十時まで<br/>午前九時から午後五時まで<br/>午後一時から午後十時まで<br/>午前九時から午後十時まで<br/>延長料一時間につき</p> | <p>二千五百二十円<br/>三千三百五十円<br/>四千百八十円<br/>五千八百七十円<br/>七千五百三十円<br/>一万五十円<br/>千五十円</p>        |               |
|  | <p>千円の範囲内で知事が定める額</p>  | <p>一万六千円</p>  |               |

|                |                       | 研<br>修<br>室      |   |   |
|----------------|-----------------------|------------------|---|---|
| 備<br>考         | 器<br>具<br>の<br>使<br>用 | 専<br>用<br>使<br>用 |   | (二) 一の項の備考4及び一般宿泊室に関する部分の備考は、この場合に準用する。<br>時間として計算する。 |
|                |                       | 休<br>日<br>等      | 平<br>日  |   |
|                | 一点又は一組一回につき           | 延長料一時間につき        | 午前九時から正午まで<br>午後一時から午後五時まで<br>午後六時から午後十時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午後一時から午後十時まで<br>午前九時から午後十時まで<br>延長料一時間につき |   |
| 千円の範囲内で知事が定める額 |                       |                  |   |   |

| 創<br>作<br>室           |   |   |  |
|-----------------------|---|---|--|
| 器<br>具<br>の<br>使<br>用 | 専<br>用<br>使<br>用  |   |  |
|                       | 休<br>日<br>等   | 平<br>日  |  |
| 一点又は一組一回につき           | 午前九時から正午まで<br>午後一時から午後五時まで<br>午後六時から午後十時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午後一時から午後十時まで<br>午前九時から午後十時まで<br>延長料一時間につき | 午前九時から正午まで<br>午後一時から午後五時まで<br>午後六時から午後十時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午後一時から午後十時まで<br>午前九時から午後十時まで<br>延長料一時間につき | 千五百円<br>千九百九十円<br>二千四百九十円<br>三千四百九十円<br>四千四百八十円<br>五千九百八十円<br>六百二十円<br>千八百円<br>二千三百八十円<br>二千九百八十円<br>四千百八十円<br>五千三百七十円<br>七千七十円<br>七百四十円<br>千二百三十円の範囲内 |

専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。

(一) 「休日等」とは、日曜日及び土曜日並びに休日をいう。

(二) 一般宿泊室に関する部分の備考及び集団宿泊室に関する部分の備考の(一)は、この場合に準用する。

三  
山口県由宇  
青少年自然  
の家

| イベントホ | 器具の使用                   | 専用使用  |   | 備考<br>一般宿泊室に関する部分の備考、集団宿泊室に関する部分の備考の(一)及び研<br>修室に関する部分の備考の(一)は、専用使用の場合に準用する。 | 知事が定める額 |
|-------|-------------------------|---|---|--|---------|
|       |                         | 休日等   | 平日  |  |         |
|       | 一点又は一組一回につき             | 午前九時から午後十時まで<br>午後一時から午後五時まで<br>午後六時から午後十時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午後一時から午後十時まで<br>午前九時から午後十時まで<br>延長料一時間につき | 午前九時から正午まで<br>午後一時から午後五時まで<br>午後六時から午後十時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午後一時から午後十時まで<br>午前九時から午後十時まで<br>延長料一時間につき |  |         |
|       | 六千六百四十円の範囲内<br>で知事が定める額 | 千三百四十円  | 三千二百四十円<br>四千三百円<br>五千三百七十円<br>七千五百四十円<br>九千六百八十円<br>一万二千九百二十円  | 二千七百元<br>三千五百九十円<br>四千四百八十円<br>六千二百九十円<br>八千七十円<br>一万七十七円<br>千二百二十円          |         |

|  |   |
|--|---|
|  | ル<br>備 考  |
| 専<br>用<br>使<br>用   | <p>専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の百五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。</p> <p>(二) 入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収し、かつ、営利又は宣伝を目的としない催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額に次に掲げる入場料等の最高額の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合を乗じた額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。</p> <p>(1) 千円以上二千円未満 百分の七十</p> <p>(2) 二千円以上 百分の百</p> <p>(三) 練習又は準備のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。</p> <p>(四) 一般宿泊室に関する部分の備考、集団宿泊室に関する部分の備考の(一)及び研修室に関する部分の備考の(一)は、この場合に準用する。</p> |
| 午前九時から正午まで<br>午後一時から午後五時まで<br>午後六時から午後十時まで<br>午前九時から午後五時まで |   |
| 千六百五十円<br>一千百九十円<br>二千七百四十円<br>三千八百四十円                     |   |



|            |   | 音 楽 室                         |                       |             | 控 室  |   |
|------------|---|-------------------------------|-----------------------|-------------|--|---|
| 専 用 使 用    |   | 備 考                           | 器 具 の 使 用             | 専 用 使 用     | 備 考  |   |
|            | 平 日   | 一般宿泊室に関する部分の備考は、専用使用の場合に準用する。 | 一 点 又 は 一 組 一 回 に つ き | 一 時 間 に つ き | 一般宿泊室に関する部分の備考及び集団宿泊室に関する部分の備考の(一)は、<br>この場合に準用する。 |   |
| 午前九時から正午まで | 午前九時から正午まで<br>午後一時から午後五時まで<br>午後六時から午後十時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午後一時から午後十時まで<br>午前九時から午後十時まで<br>延長料一時間につき |                               | 二千八百八十円の範囲内で知事が定める額   | 七百円         |  | 午後一時から午後十時まで<br>午前九時から午後十時まで<br>延長料一時間につき |
| 二千二百二十円    | 千七百七十円<br>二千三百五十円<br>二千九百四十円<br>四千二百二十円<br>五千二百九十円<br>七千六十円<br>七百三十円                                    |                               |                       |             |  | 四千九百三十円<br>六千五百八十円<br>六百八十円               |

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則

|   |                   |                  |  |                |   |
|---|-------------------|------------------|--|----------------|---|
|   |                   |                  |  |                |   |
|   |                   |                  |  |                |   |
| キャンプ場   |                   |                  | 交 歓 室  |                |   |
| 備考<br>1 一の項の備考4及び一般宿泊室に関する部分の備考は、専用使用の場合に準用する。<br>2 一の項の備考4は、器具の使用の場合に準用する。 | 器具の使用             | 専用使用             | 備考<br>一般宿泊室に関する部分の備考、集団宿泊室に関する部分の備考の(一)及び研修室に関する部分の備考の(一)は、専用使用の場合に準用する。 | 器具の使用          | 休日等   |
|   | 一点又は一組一回につき       | 一日一区画につき         |  | 一点又は一組一回につき    | 午後一時から午後五時まで<br>午後六時から午後十時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午後一時から午後十時まで<br>午前九時から午後十時まで<br>延長料一時間につき |
|   | 九百四十円の範囲内で知事が定める額 | 千二百円の範囲内で知事が定める額 |  | 千円の範囲内で知事が定める額 | 二千八百二十円<br>三千五百二十円<br>四千九百四十円<br>六千三百四十円<br>八千四百七十円<br>八百七十円                              |

(山口県青年の家条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 山口県青年の家条例(昭和四十四年山口県条例第二号)

二 山口県少年自然の家条例(昭和四十七年山口県条例第五十三号)

三 山口県青少年交流施設条例(平成九年山口県条例第四号)

(山口県青年の家条例等の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の山口県青年の家条例第九条第一項の規定を受けて山口県油谷青年の家の管理に関する事務を行っている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、同日から当該指定の期間の末日までの間の山口県油谷青少年自然の家の管理に関する事務について、当該指定と同一の条件でこの条例による改正後の山口県青少年自然の家条例(以下「改正後の条例」という。)第九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に附則第二項の規定による廃止前の山口県少年自然の家条例第九条第一項の規定による指定を受けて山口県秋吉台少年自然の家の管理に関する事務を行っている者は、施行日に、同日から当該指定の期間の末日までの間の山口県秋吉台青少年自然の家の管理に関する事務について、当該指定と同一の条件で改正後の条例第九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に附則第二項の規定による廃止前の山口県青少年交流施設条例第九条第一項の規定による指定を受けて山口県ふれあいパークの管理に関する事務を行っている者は、施行日に、同日から当該指定の期間の末日までの間の山口県由宇青少年自然の家の管理に関する事務について、当該指定と同一の条件で改正後の条例第九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

(青少年野外活動センターの指定管理者による管理に関する経過措置)

6 この条例の施行の際現に改正前の山口県青少年野外活動センター条例第九条第一項の規定による指定を受けて山口県十種ヶ峰青少年野外活動センターの管理に関する事務を行っている者は、施行日に、同日から当該指定の期間の末日までの間の山口県十種ヶ峰青少年自然の家の管理に関する事務について、当該指定と同一の条件で改正後の条例第九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

金属くず類回収業に関する条例及び山口県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県条例第二十五号

山口県知事 二井 関 成

金属くず類回収業に関する条例及び山口県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

(金属くず類回収業に関する条例の一部改正)

第一条 金属くず類回収業に関する条例(昭和三十二年山口県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号ただし書中「前三号」の下に「及び第六号」を加える。

(山口県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正)

第二条 山口県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和六十年山口県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。